

国際見本市会場（インテックス大阪）の定期建物賃貸借による事業運営者公募型プロポーザル方式

資料名	ページ	訂正後	訂正前
実施要領	2頁	③契約保証金 - 1 契約保証金は固定賃料（月額、別途消費税等を 加えます ）の3カ月分とします。	③契約保証金 - 1 契約保証金は固定賃料（月額、別途消費税等を 含みません ）の3カ月分とします。
実施要領	8頁	(3) 提出期間 プロポーザル参加申請日から令和3年9月30日（木）まで （持参 または送付 のみ受付。期限必着。ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。また、午後0時15分から午後1時までを除きます）	(3) 提出期間 プロポーザル参加申請日から令和3年9月30日（木）まで （持参のみ受付。期限必着。ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。また、午後0時15分から午後1時までを除きます）
実施要領	4頁	(7) 当該施設については、感染症の大規模流行等により、国・大阪府等の行政機関から臨時の感染症の対策用の施設としての使用について依頼を受ける場合があります。この場合、事業運営者に対して施設の提供とそのため必要となる催事の調整などの協力を求める場合があります。	—
実施要領	4頁	(8) 現在、売店、レストランなどの利用者利便施設及び事務室（1室）については、現行運営事業者が本市から賃借し、その一部を転貸して運営しています。転貸の期間は令和4年3月31日までとなっています。なお、賃貸物件の現況については【資料4】のとおりです。	(7) 現在、売店、レストランなどの利用者利便施設及び事務室（1室）については、現行運営事業者が本市から賃借し、その一部を転貸して運営しています。転貸の期間は令和4年3月31日までとなっています。なお、賃貸物件の現況については【資料4】のとおりです。

実施要領	5 頁	<p>(9) 「1.契約の内容・条件」内（施設概要）に示す駐車場のほかに、大阪市住之江区南港北1-25-2の用地（面積：18,744.95㎡）について、来訪者及び搬出入車両の駐車場として使用することができます。使用にあたっては、別途管理運営委託契約を締結することになります。なお、ここに示す駐車場用地は、本市が所有者より貸与を受けるものであり、所有者の都合により駐車場用地が使用できなくなる場合があります。</p>	<p>(8) 「1.契約の内容・条件」内（施設概要）に示す駐車場のほかに、大阪市住之江区南港北1-25-2の用地（面積：18,744.95㎡）について、来訪者及び搬出入車両の駐車場として使用することができます。使用にあたっては、別途管理運営委託契約を締結することになります。なお、ここに示す駐車場用地は、本市が所有者より貸与を受けるものであり、所有者の都合により駐車場用地が使用できなくなる場合があります。</p>
実施要領	5 頁	<p>(10) 貸付期間の最終年度（5年目）にモニタリングを実施します。モニタリングの結果、提案内容に基づく協定に沿った事業運営がなされ、契約期間における実績や成果等が良好であると本市が認める場合には、公募によらず当該事業運営者と契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結(5年間)するものとします。なお、モニタリングの概要については【資料5】のとおりです。</p>	<p>(9) 貸付期間の最終年度（5年目）にモニタリングを実施します。モニタリングの結果、提案内容に基づく協定に沿った事業運営がなされ、契約期間における実績や成果等が良好であると本市が認める場合には、公募によらず当該事業運営者と契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結(5年間)するものとします。なお、モニタリングの概要については【資料5】のとおりです。</p>
実施要領	5 頁	<p>(11) 見本市をはじめとするMICE活性化に向けた取り組みの推進を図るうえで本市が必要と認める場合は、事業運営者に関係機関で構成する連絡会議や協議会等への参画を要請する場合があります。</p>	<p>(10) 見本市をはじめとするMICE活性化に向けた取り組みの推進を図るうえで本市が必要と認める場合は、事業運営者に関係機関で構成する連絡会議や協議会等への参画を要請する場合があります。</p>
実施要領	5 頁	<p>(12) 本施設の建物・設備については、今後改修等の基本計画を策定し、実施設計などを経て、本件契約期間中（期間中の後半となる見込み）に施設の一部の館を1年以上休館する程度の大規模改修の実施を見込んでいます。基本計画の策定～実施設計を行う際、必要に応じて協力を求めることがあります。また、大規模改修を実施する場合は、その実施手法や催事についての調整の協力を求める可能性があるほか、固定賃料の額の変更などについて別途協議させていただきます。</p>	<p>(11) 本施設の建物・設備については、今後改修等の基本計画を策定し、実施設計などを経て、本件契約期間中（期間中の後半となる見込み）に施設の一部の館を1年以上休館する程度の大規模改修の実施を見込んでいます。基本計画の策定～実施設計を行う際、必要に応じて協力を求めることがあります。また、大規模改修を実施する場合は、その実施手法や催事についての調整の協力を求める可能性があるほか、固定賃料の額の変更などについて別途協議させていただきます。</p>